

議案第 1 3 号

亀山市学童保育所条例の一部改正について

亀山市学童保育所条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例

亀山市学童保育所条例（平成17年亀山市条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

第2条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に、「、位置及び定員」を「及び位置」に改め、同条に次の1項を加える。

2 放課後児童クラブの定員は、おおむね40人とする。

第3条及び第4条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改め、同項第1号中「井田川小学校区学童保育所」を「井田川小学校区放課後児童クラブ」に、「井田川小学校区第二学童保育所」を「井田川小学校区第二放課後児童クラブ」に改め、同項第2号中「亀山東小学校区学童保育所」を「亀山東小学校区放課後児童クラブ」に改め、同項第3号中「関小学校区学童保育所」を「関小学校区放課後児童クラブ」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改め、同項第4号中「関小学校区学童保育所」を「関小学校区放課後児童クラブ」に改める。

第7条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改め、「おおむね10歳未満の」を削る。

第8条から第10条までの規定中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町53番地6
井田川小学校区第二放課後児童クラブ	亀山市みどり町52番地
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号
関小学校区放課後児童クラブ	亀山市関町木崎864番地1

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業を実施する施設については、当分の間、第2条第2項の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設の定員は、なお従前の例による。